

◎償還期日後ニ屬スル利札ノ支拂方ニ關スル件

大藏省ヘ伺
明治四十四年四月一日
國債第八三號

償還期日後ノ仕拂期ニ屬スル無記名國債證券ノ利札ニ對シテハ其ノ利
札面ニ記載シタル利子仕拂期ノ到達セサルモノト雖モ償還期日後ハ仕
拂ノ請求ニ應シ差支無之様被存候得共法律ニ明文無之コト、テ多少疑
ノ餘地有之候ニ付爲念確メ置度候間如何相心得可然哉至急何分ノ御指
令被成下度此段相伺候也

大藏省ヨリ指令
明治四十四年四月二十二日
住第四一六五號

本月一日付國債第八三號伺償還期日後ニ屬スル利札ニ對スル仕拂ノ件
明治三十九年法律第三十四號第七條第二項ニ依リ控除金額ノ仕拂ヲ爲
ス場合ヲ除ク外總テ利札面記載ノ利子仕拂期到來スルニ非ラサレハ仕
拂ヲ爲スコトヲ得サル義ト心得ヘシ

◎無記名國債證券償還ノ場合ニ於ケル欠缺利札控除ニ關スル件

明治三十九年法律第三十四號第七條第一項ノ「無記名國債證券ニ對シテ元金ヲ償還スル場合ニ於テ其ノ證券ニ附屬スル利札中欠缺セルモノアルトキハ之ニ相當スル金額ヲ元金ノ内ヨリ控除ス」トノ規定ハ苟モ利子仕拂期ヲ開始シタル但書ノ場合ニ該當セサル限り其利札金カ既ニ仕拂ハレタルモノナルト否トヲ問ハス之ニ相當スル金額ハ凡テ控除スル趣旨ト解スヘキハ獨リ文理上當然ナルノミナラス元金ノ償還ヲ受クル本證券所持人ヲシテ不當ニ利得セシメサルト同時ニ利札所持人ヲシテ不當ニ損失ヲ被ルコト無カラシメントスル立法ノ目的ヲ達スル爲メ必要ナリトス、何トナレハ本證券所持人カ利札ヲ處分シタリセハ之ニ因リ對價ヲ得タルモノト認ムヘク又取得當時既ニ利札カ欠缺セルモノトセハ其完備セルモノヨリモ比較的廉價ニ之ヲ取得シタルモノト認ムルヲ相當トスヘク從テ其欠缺ニ拘ラス元金ノ全額ヲ交付スルコトハ所持人ヲシテ不當ニ利得セシメ同時ニ利札所持人ヲシテ不當ニ損失ヲ被ラシムル結果ト爲ルヘケレハナリ而シテ欠缺セル利札カ既ニ支拂ハレ

タルモノナル場合ニ在リテハ損失ヲ受クル者カ利札所持人ニアラスシ
テ債務者タル國タル外利札カ尙未拂ナル場合ト異ナル所ナキヲ以テ欠
缺セル利札ニ相當スル金額ヲ控除スヘキコトハ利札金カ既ニ仕拂ハレ
タルト否トヲ問ハサルモノト言フヘシ

(大正一三、一六五)
岩田博士意見書)

國債市場に於ては賣買取引の差額を圍に在記し通つ相定々長期
取引に在りては來々十三日新南一九月十日限以降、實物
取引に在りては來々十三日賣買約定分、差額を實物可致
候此段及御通知候也

昭和六年七月十日

株式会社東京株式取引所

日本銀行 御中

記

一、第三五分利公債の賣買に付ては賣買方ハ第三五分利公債ヲ以
テ其ノ差額ニ代用之事ヲ得但實物取引ニ限リ賣買方

昭和 年 月 日

カ當買ニ際シ特ニ其代用ヲ拒否ス意思表示ヲ為シ
又場合ハ代用スルコトヲ得ス

二未経過期間ニ對スル利子ヲ前拂スル債券(國債)除
クシテ経過利子ハ利子起算日ヲ基準トシテ計算スル
事從テ利拂期日後ノ要液ニ任テハ當方ハ前拂ヲ
要ケルニ未経過利子ヲ日數ニ應シテ當方ニ交付スル
コト

以上

正奉ハ地金係ナリ

昭和 年 月 日

外貨國債内地在高調

(本邦人所有分)

國債名稱	利率期	還元債額	一個年前還元債額	備考	昭和五年末全國銀行
					會社外貨國債保 有面(大藏省調)
第一回四分利付英債	年 月 5 12	3,570 ^{十圓}	3,561 ^{十圓}		9,058 ^{十圓}
第一回 "	6 1	1,087	1,134		2,626
第三回 "	6 6	2,219	2,335		9,385
五分利付英債公債	6 3	6,233	4,185		29,654
五分半利付 "	6 7	204	—		7,442
六分利付 "	6 1	2,823	3,252		40,601
四分利付佛債公債	5 11	131,260	135,705		24,395
五分半利付米債公債	5 11	2,194	—		32,166
六分半利付 "	6 2	5,743	1,025		70,745
南滿洲鐵道英債社債		0	0		14,823
計		155,273	151,257		252,895

(註) 上記算出方

- 内地支拂利子額ヨリ外國人分(免稅)ヲ除キタルモ、及内地=支拂場所ヲ有セザルモ=シテ海外=於テ利拂ヲ受クル=當リ、本行=引渡シタル利札(特別扱)=ヨリ還元シテ債額ヲ算出セリ
- 南滿洲鐵道英債社債ハ内地=支拂場所ナク且ツ特別扱ヲナサザル=付不明
- 政府、本行所有分ヲ除ク

昭和六年七月拾八日

	昭和四年末現在	昭和五年末現在
第一回 四分利付英貨公債	8,834,972.	9,058,721.
第二回	3,830,736.	4,626,701.
第三回	10,107,031.	9,385,100.
五分利付英貨公債	3,069,191.	29,654,283.
大分利付英貨公債	3,025,360.	40,601,210.
四分利付佛貨公債	24,123,541.	24,895,329.
大分半利付米貨公債	56,269,799.	70,745,274.
南滿州鐵道株式會社英貨社債	11,773,838.	14,823,541.
五分半利付英貨公債	0.	7,442,251.
五分半利付米貨公債	0.	3,816,188.
本邦外債地方債	24,541,068.	26,881,516.
本邦外債社債	39,082,478.	44,823,639.
本邦外債總計	282,764,014.	324,103,753.
外國証券	1,831,368,441.	258,222,410.
合計	465,900,855.	582,326,163.

I 40/0	6/12 92	3671 = 73 147	2657007
II 40/0	6/11	4540 = 41 454	10922607
III 40/0	6/6	3036 = 45 468	22702207
60/0	6/3	19283 = 159 617	6384407
6/12 0/0	6/7	134 = 49 517	209407
60/0	6/11	2160 = 56 967	2892007
40/0	6/11	637541 = 553 9330	426966500
6/12 0/0 \$	6/11	1094 = 30 085	10940000
6/12 0/0	6/2	3197 = 93 053	27863200

營業局發行條



1055 號
 夏子龍子款
 運交商款
 H. 1.63P.340. — 21.967.000.15

受檢 1 份 後 刻 均 有 印

I 4q/0	4/12-44	36620-72964	364,800-1	3,561,542.40
II 4q/0	6/1	8,028-36234	176,160-1	1,719,850.08
III 4q/0	6/6	3311=47844	239,210-1	2,335,407.23
6q/0	6/3	11820=1066519	426,620-1	4,105,091.04
6 1/2 q/0	0	0		3312,340.13
6q/0	6/1	2260=9993101	333,130-1	425,518.70
4q/0	4/11	635,369 = 8.5 ^{fr} 10,330	102,235 = 1.5 ^{fr} 24,770	168,674,885.13
6 1/2 q/0 中	0	0	立保 3,652 = 51,690	
6 1/2 q/0	6/2	638-1662050	11,400-1	1,376,460

營業局發行價

68,823.00
26,134.701

外債利息免稅調 (外人所有)

田分利付債償公債	額 1,156,750.-	56,837.50 + 21,996.12
第三回田分利付債償公債	是 1,174.2-	48,700.71 + 573.08
第六回利付債償公債	是 379.10	12,650.11 + 123.10

田分利付債。 5.11.15付 5.11.15— 6.7.15 支取

三回田分債。 6.6.15付 6.6.1— 3 3

六回利付債。 6.1.10付 6.1.10— 3 3



昭和 年 月 日

覺書

五分利國庫債券（第五十六回）證券製造ニ當リ五十圓券百圓券及五百圓券ノ三種ハ何レモ其初期利札中（昭和六年九月一日渡）利金トスヘキ部分ヲ金利ト誤刷ノ爲メ大藏省ヨリ之レカ處理方ニ付照會アリ依ツテ協議ノ結果右一期分ノ利札ハ之ヲ切取り新タニ正當利札ヲ印刷シ該證券ニ貼付シテ發行スルコトニ決定セリ

（昭和六年五月）

昭和 年 月 日

昭和六年七月廿八日

營業局長



大正十二年六月改訂國債募集事務專用電信略
語（本支店用）

右ハ昭和四年一月改正ノ為メ不用ト相成矣ニ
付燒棄致可然哉相伺候也

昭和六年七月二十八日九拾四部燒棄

内一郵便保存ノ旨ヲト



No. 100

大正十二年六月改訂

國債募集事務專用電信略語 (本支店用)

附國債募集事務取扱手續所定電信略語

日
本
銀
行

××……「何々」 「何々ハ」
 ×°×……「何々ニ」 「何々へ」 「何々ト」
 ××°……「何々ヲ」 「何々ノ」 「何々モ」

○ 本略語使用ニ就テノ注意

- 一、本略語ニヨル電報ニハ電文冒頭ニ必ス(コ)ノ符號ヲ冠スルコト
 - 二、本略語ニヨル電報中ニ本行一般略語若シクハ普通文句ヲ挿ムトキハ必ス夫レニ()ヲ附スルコト但數字ハ此限ニアラス
 - 三、本略語其ノモノニ括弧ヲ用フル場合ニハ前項トノ區別ヲ明ニスル爲メ()ニ代フルニ
- 一ノ符號ヲ用フルコト

イ	イ	……發行條件下記ノ通決定シ……發行規定發表ノ管發行高……利子支拂期年四回初期利子……償還期……發行價格……申込開始……締切……募入決定……拂込……利通……應募豫約ヲ交注シ……締切ルヘシ最低限額申出額……但特殊ノ事情アルモノニ限り……ニテ差支ナシ	
イ	ロ	……貴店取扱高ノ内代用應募官廳又ハ公共團體其他之ニ積スヘキ者ノ申込ハ全部募入、代用應募一般ノ申込(締約者自己名義ノ申込ヲ除キタルモノ)一萬圓以下ハ全部募入一萬二十五圓以上……未請ハ一萬圓募入……以上ニ對スル募入割合ハ申込高ノ……トシ其算出シタル金額ニツキ生スル端數二千五百圓未請ハ切捨テ二千五百圓以上七千五百圓未請ハ五千圓トシ七千五百圓以上一萬圓未請ハ一萬圓ニ切上ク其他ノ申込ハ全部募入外レ貴店募入額額……	
イ	ホ	……貴店取扱高ノ内代用應募ノ申込(但締約者自己名義ノ申込ヲ除ク)ハ全部募入、現金應募官廳又ハ公共團體其他之ニ積スヘキ者ノ申込ハ全部募入、現金應募一般ノ申込(締約者自己名義ノ申込ヲ除キタルモノ)一萬圓以下ハ全部募入一萬二十五圓以上……未請ハ一萬圓募入……以上ニ對スル募入割合ハ申込高ノ……トシ其算出シタル金額ニツキ生スル端數二千五百圓未請ハ切捨テ二千五百圓以上七千五百圓未請ハ五千圓トシ七千五百圓以上一萬圓未請ハ一萬圓ニ切上ク締約者自己名義ノ申込ハ代用現金トモ全部募入外レ貴店募入額額……	
イ	ヘ	一般	(イ)
イ	ト	一部	
イ	チ	一萬圓券	
イ	リ	以上	
イ	ヌ	以下	
ホ	ル	以内	
ホ	ヲ	以外	
ホ	ワ	依頼	
ホ	カ	端數	(ハ)
ホ	ヨ	發	
ホ	タ	發行高	
ホ	レ	發行價格	
ト	ソ	發行規程發表ノ答	
ト	ツ	發行條件下記ノ通決定シ	
ト	ネ	拂戻	
ト	ナ	拂込	
ト	ラ	ニ依ル	(ニ)
チ	ム	ニ付(付)	
チ	ウ	ニ付取調アリタシ	
チ	ノ	ニ對シ(スル)	
チ	ク	ニテ締切ルヘシ	
チ	ヤ	ニテモ差支ナシ	
チ	マ	二十五圓券	
リ	ケ	保證金	(ホ)
リ	フ	募入	
リ	コ	募入外レ	

××……「何々」 「何々ハ」
 ×°×……「何々ニ」 「何々へ」 「何々ト」
 ××°……「何々ヲ」 「何々ノ」 「何々モ」

(ホ)	リエ	募入方下記ノ通決定ス
	リテ	募入決定
	ヌア	募入總額
	ヌサ	募入高
	ヌキ	募入割合
	ヌユ	本年
	ヌメ	本月
	ヌシ	本日
(ト)	ヌヒ	當店(當支店)
	ヌモ	特ニ
	ルセ	トス(トシ)
	ルス	トシテ申出ヲ取纏メ
	ルン	トモ
	ヲイ	取計差支ナキヤ
	ヲロ	取次店
	ヲホ	取次店依頼新聞廣告其他従前通懸誘方萬端遺漏ナキ様盡力相成度依命申進ス
	ヲヘ	取次店依頼新聞廣告従前通地方長官ニモ其務ヨリ内割アリ是等ト盡力懸誘ニ勉メ萬端遺漏ナキ様盡力相成度依命申進ス
(チ)	ヲト	超過額
(リ)	ヲチ	臨時國庫證券
	ヲリ	利率
	ヲヌ	利子
	ワル	利子支拂期年四回
	ワヲ	利廻
	ワワ	利札欠缺
	ワカ	利札附屬
	ワヨ	厘
(ル)	ワタ	累計
(ワ)	ワレ	割
(カ)	カソ	額面
	カツ	各
	カネ	下記ノ通
	カナ	官廳公共團體其他之レニ準スヘキ者
(ヨ)	カラ	ヨリ
	カム	餘
	カウ	豫約(者)
	ヨノ	豫約者自己名義申込
	ヨク	豫約申込(申出額)
	ヨヤ	豫約申込許サレ度
	ヨマ	豫約ノ件承認

××……「何々」 「何々ハ」
 ×°×……「何々ニ」 「何々へ」 「何々ト」
 ××°……「何々ヲ」 「何々ノ」 「何々モ」

(ヨ)	ヨケ	由
(タ)	タフ	第 回
	タコ	第 期
	タエ	第 字目
	タテ	代用
	タア	代用超過額
	タサ	代用價格
	タキ	代用應募
	タユ	代用應募優先募入
	レメ	代用證券
	レシ	他人名義
	レヒ	但
	レモ	但特殊ノ事情アルモノニ限り
(ソ)	レセ	總計(合計)
	レス	總額電報
	レン	其他ノ申込ハ全部全額募入
	ツイ	其他ノ申込ハ全部全額募入外レ
	ツロ	其算出シタル金額ニツキ生シタル端數
(ツ)	ツホ	追加
	ツヘ	追加取計アリ度
	ツト	追加取計出來ルヤ返電ヲ待ツ
	ネチ	追加取計置タリ
		付(ニ付ノ部參看)
(ネ)	ネリ	爲念照會ス
(ナ)	ネヌ	ナシ
	ネル	尙
(ウ)	ネヲ	内
(ノ)	ネワ	ノ件
	ネカ	除キ(ク)
(オ)	ナヨ	應募
	ナタ	應募豫約額
	ナレ	應募總額電報
	ナソ	應募豫約ヲ交渉シ
	ナツ	應募豫約ハ從來ノ國債銀行團ニテ諸額トナリタレハ他ヘ交渉スルニ及ハス
	ムネ	應募豫約ハ從來ノ國債銀行團ニテ諸額トナリタレ共其他ノ銀行ニテ豫約者皆アラハ受理ノ積ニ付
	ムナ	應募豫約額ハ下記ノ通決定シタルニ付實下ニ於テ通知方可然申取計アリ度
	ムラ	應シ難シ(キ)
	ムム	應募者希望證券券面種類枚數
	ムウ	及
	ウノ	億圓

××……「何々」 「何々ハ」
 ×°×……「何々ニ」 「何々ヘ」 「何々ト」
 ××°……「何々チ」 「何々ノ」 「何々モ」

××……「何々」 「何々ハ」
 ×°×……「何々ニ」 「何々ヘ」 「何々ト」
 ××°……「何々チ」 「何々ノ」 「何々モ」

(ク)	ウ ク	口 (口數)
(マ)	ウ ヤ	マテ
	ウ マ	マテノ 申込總額
	ウ ケ	萬圓
	ノ フ	枚 (枚數)
(ケ)	ノ コ	決定額
	ノ エ	現金
	ノ テ	現金應募
(フ)	ヤ ア	分
	ヤ サ	振替
	ヤ キ	文意不明ニ付今一應詳報アリ度
(コ)	ヤ ユ	五分利國庫債券
	ヤ メ	五千圓券
	ヤ シ	五百圓券
	ヤ ヒ	五十圓券
	マ モ	誤謬發見ニ付下記ノ 通訂正アリ度
	マ セ	號
	マ ス	此外
		合計 (總計ノ部參看)
	マ ン	今回發行ノ國債
	ケ イ	行
(エ)	ケ ロ	營債第 號ニ依リ
	ケ ホ	圓
(テ)	ケ ヘ	提供
	ケ ト	電信見タ
	ケ チ	電報アリ度
	ケ リ	電文不明ニ付再報アリ度
	ア ヌ	訂正アリ度
(ア)	ア ル	アリ
	ア ヲ	アリ度
	ア ワ	アリヤ
	ア カ	按分決定ノ答
(サ)	サ ヨ	最低
	サ タ	再報
(キ)	サ レ	貴店扱
	サ ソ	貴店取扱高ノ内
	サ ツ	貴店取扱高全部募入ス
	キ ネ	貴店へ申出タル
	キ ナ	希望
	キ ラ	期

(キ)	キ ム	期限
	キ ウ	強
	ユ ノ	切捨
	ユ ク	切上
(ユ)	ユ ヤ	優先 (優先募入)
(ミ)	ユ マ	見込
	ユ ケ	未著
	メ フ	未滿
(シ)	メ コ	償還 (期)
	メ エ	從來ノ國債銀行團
	メ テ	締切
	シ ア	初期利子
	シ サ	承認ス
	シ キ	承知アリ度
	シ ユ	自己名義
	シ メ	種類
	シ シ	締切電報スヘシ
	シ ヒ	弱
	シ モ	十錢
	シ セ	十圓
	シ ス	十萬圓
(ヒ)	シ ン	百圓
	ヒ イ	百圓券
	ヒ ロ	百萬圓
	ヒ ホ	引替
(モ)	ヒ ヘ	申込 (高)
	ヒ ト	申込高電報
	モ チ	申込總額
	モ リ	申込開始
	モ ヌ	申込書
	モ ル	毛
(セ)	モ ヲ	錢
	セ ワ	千圓
	セ カ	千圓券
	セ ヨ	千萬圓
	セ タ	全部
	セ レ	全額募入
	セ ソ	全額募入外レ

× ×「何々」 「何々ハ」
 × ×「何々ニ」 「何々へ」 「何々ト」
 × ×「何々ヲ」 「何々ノ」 「何々モ」

ソ	ヲ	三十八銀行	
ソ	ワ	四十三銀行	
ソ	カ	第四十七銀行	
ソ	ヨ	第四十八銀行	
ソ	タ	五十一銀行	
ソ	レ	五十二銀行	
ソ	ソ	五十六銀行	
ソ	ツ	第五十九銀行	
ソ	ネ	六十三銀行	
ソ	ナ	第六十五銀行	
ソ	ラ	六十八銀行	
ソ	ム	六十九銀行	
ソ	ウ	七十七銀行	
ソ	ノ	百五銀行	
ソ	ク	第七銀行	
ソ	ヤ	百十銀行	
ソ	マ	百十三銀行	
ソ	ケ	百三十銀行	
ソ	フ	百三十三銀行	
ソ	コ	百三十九銀行	
ソ	エ	第四百七十七銀行	
(イ)	ソ	テ	伊藤銀行
	ソ	ア	今治商業銀行
(ニ)	ソ	サ	日本信託銀行
	ソ	キ	日本貯蓄銀行
	ソ	ユ	新潟銀行
	ソ	メ	日州銀行
(ホ)	ソ	シ	北海道銀行
(ト)	ソ	ヒ	土佐銀行
(チ)	ソ	モ	中越銀行
	ソ	セ	中信銀行
	ソ	ス	知多銀行
(リ)	ソ	ン	兩羽銀行
(ヌ)	ラ	イ	額田銀行
(カ)	ラ	ロ	加島銀行
	ラ	ホ	加州銀行
	ラ	ヘ	川上銀行
(ヨ)	ラ	ト	四日市銀行
	ラ	チ	米子銀行
(タ)	ラ	リ	第一合同銀行

× ×「何々」 「何々ハ」
 × ×「何々ニ」 「何々へ」 「何々ト」
 × ×「何々ヲ」 「何々ノ」 「何々モ」

ラ	ヌ	高岡銀行	(タ)
ラ	ル	高松銀行	
ラ	ヲ	高松百十四銀行	
ラ	ワ	大正鳥取銀行	
ラ	カ	玉島銀行	
ラ	ヨ	丹波銀行	
ラ	タ	蘇原銀行	(ソ)
ラ	レ	津山銀行	(ツ)
ラ	ソ	名古屋銀行	(ナ)
ラ	ツ	中埜銀行	
ラ	ネ	長岡銀行	(ム)
ラ	ナ	村瀬銀行	(オ)
ラ	ラ	近江銀行	
ラ	ム	近江商業銀行	
ラ	ウ	大阪貯蓄銀行	
ラ	ノ	大阪野村銀行	
ラ	ク	大阪實業銀行	
ラ	ヤ	大垣共立銀行	
ラ	マ	大野銀行	
ラ	ケ	大分銀行	
ラ	フ	大和田銀行	
ラ	コ	岡崎銀行	
ラ	エ	岡山貯蓄銀行	
ラ	テ	山口銀行	(ヤ)
ラ	ア	八木銀行	
ラ	サ	八束銀行	
ラ	キ	安來銀行	
ラ	ユ	松江銀行	(マ)
ラ	メ	藝備銀行	(ケ)
ラ	シ	藤田銀行	(フ)
ラ	ヒ	藤本ビルブローカー銀行	
ラ	モ	福井銀行	
ラ	セ	鴻池銀行	(コ)
ラ	ス	神戸岡崎銀行	
ラ	ン	古賀銀行	
コ	イ	合同貯蓄銀行	
コ	ロ	遠州銀行	(エ)
コ	ホ	阿波商業銀行	(ア)
コ	ヘ	愛知銀行	
コ	ト	愛知農商銀行	

大阪支店長ヨリ審査部奉事完報告書ノ内

大藏大臣ヨリ國分貯蓄銀行完命令書要旨

其行ノ業務ニ屬スル貯蓄銀行法第一條ニ基ク新規取引ノ停止ヲ命ス

其行ノ保有ニ係ル現金 有價證券其他ノ資産ハ完全ニ之ヲ保管シテ資産ノ散佚ヲ來ササル様適當ナル方法ヲ講シ其内容ヲ詳細速ニ申出ツヘシ

一 必要欠クヘカラサル支出ノ種類金額ヲ申出ワルト共ニ其以外ノ支出ヲナスヘカラス

二 預金拂戻停止後ニ於ケル毎月末現在ノ日計表各種勘定ノ明細ニ關スル説明書及整理ノ成行ヲ説明シタル

昭和 年 月 日

書面ヲ提出スヘシ

三、(1)貯蓄銀行法第九條ニ依リ現在供託ニ係ル國債及有價證券ノ下戻ヲ受ケントスル場合ハ豫メ當廳ノ證明ヲ受クヘシ

(2)貯蓄銀行法第九條ニ基キ供託ニ係ル國債及有價證券ノ利息又ハ配當ニ付テハ既ニ受取ルヘキ時期ノ到來ニタルモノハ勿論爾後ニ於テ時期ノ到來スヘキモノニアリテモ其都度供託法第四條及供託物取扱規則第四條ニ依リ預金積金其他ノ擔保トシテ速ニ附屬供託ノ手續ヲ履踐シ之カ供託受領ノ寫ヲ添付シテ届出フヘシ

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

(3) 前項利息供託物ハ其命令ノ解除ヲ受クル迄ハ之
カ下戻ノ請求ヲナスコトヲ得サルモノト心得ヘシ

國分貯蓄銀行所有ニシテ預金積金ノ擔保トナリ居レル
甲種登錄國債額面拾四萬圓アリ

右國債ノ六月日渡利子(未拂)ハ同行ノ請本ニ應シ

支拂ヲ爲シ法規上何等差支ナキモ別紙ノ如ク大臣

ノ命令アリタルコトヲ知リタル以上同行ノ監督官廳タル

昭和 年 月 日

大改訂、美認ヲ終テ支拂ノコトト致度

昭和 年 月 日

各名牌表

各名牌表

	担保款	存款
① 207.	24,475.—	24,475.—
② 297	6,500.—	6,500.—
③ 156	6,025.—	6,025.—
④ 384	80,125.—	80,125.—
⑤ 33	22,875.—	22,875.—
	<hr/>	<hr/>
	140,000.	140,000.

一期合計 1,750

注意

一 現金應募ト乗換應募ハ必ス別通ニセラレタシ
 一 乗換應募ノ分ニハ必ス調印セラレタシ
 一 下ノ欄内ニ希望券面種類枚數ヲ記入アラハ成ルヘク之ニ副フ様取計フヘシ
 一 保證金及超過額ハ應募者ニ於テ記入セサル様致サレタシ
 一 但書欄中不要トナリタル文字ハ抹消セラレタシ

國債應募申込書

一 五分利國庫債券 額面
 (第五十五回)

但 現金拂込

鐵道債券(ろ號)額面

ヲ以テ拂込金ニ代用

右應募致度申込候也

昭和六年二月 日

住所

氏名印

利札
 欠附
 缺屬

欄 入 記 券 面 希 望

一萬圓券	五千圓券	千圓券	五百圓券	百圓券	五十圓券
枚	枚	枚	枚	枚	枚

¥ 保證金 ¥

昭和 年 月 日

昭和六年九月渡國債元利金支拂高豫想

總裁



副總裁



理事



昭和六年八月廿壹日

營業局



日本銀行

元金一四、三〇〇、〇〇〇圓

(五分利國庫債券第五十七回乘換残り)

利子五〇、三七〇、〇〇〇圓

合計六四、六七〇、〇〇〇圓

昭和 年 月 日

九月中元利金支拂高豫想

(昭和六年三月中ノ支拂高ニ據ル)

本店直扱 三九、三五〇、〇〇〇 圓

大阪地方 八、四二〇、〇〇〇 圓

名古屋地方 二、四五〇、〇〇〇 圓

其他 一、二九四〇、〇〇〇 圓

計 六三、一六〇、〇〇〇 圓

期月後ノ支拂 一、五一〇、〇〇〇 圓

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和六年十二月渡國債利金支拂高豫想

理事



副總裁



總裁



昭和六年十二月廿五日

營業局長



Handwritten text on the right edge of the page, partially obscured.

十二月中國債利金支拂高豫想

利子 六〇、六三〇、〇〇〇圓 (本月八元金ノ償還ナシ)

支拂高地方別内譯

(昭和六年六月中ノ支拂高ニ據ル)

本店直拂 三六、一七〇、〇〇〇圓

大阪地方 八、〇九〇、〇〇〇圓

名古屋地方 二、四一〇、〇〇〇圓

其他 一三、二八〇、〇〇〇圓

計 五九、九五〇、〇〇〇圓

期月後ノ支拂 六八〇、〇〇〇圓

昭和 年 月 日

審第六四號

昭和五年十月四日

審査部主事

部長殿

從來取引先等ヨリ業務上ノ事ニ關シ書面ヲ以テ依頼ヲ受ケタル場合本行ニ於テハ之ニ對シ諾否ノ決定ヲ爲スモ多クハ書面ヲ以テ回答ヲ爲スコト無ク單ニ口頭ヲ以テ回答スルヲ例ト爲シ來リ候處カ、ル取扱ハ世間一般ノ慣行ニ一致セサルノミナラス込ミ入りタル事柄ニ付口頭ヲ以テスル回答ハ相手方ニ於テ之ヲ誤解スルコトモアルヘク殊ニ其依頼事項ノ一部ヲ承諾シタルカ如キ場合ニ於テハ後日ニ至リ本行ニ於テ其舉證ニ困難ヲ感

スルコトモ可有之又斯ノ如キ煩ヲ避クル爲依頼書ヲ改訂セシムルトキハ
之カ爲ニ相手方ノ責任觀念ヲ稀薄ナラシムルコト、ナル虞モ有之候就テ
ハ今後業務上ノ事ニ關シ書面ニテ依頼アリタル場合ニハ之ニ對シ書面ヲ
以テ回答ヲ爲サル、様御取扱相成度尤モ手形ノ割引又ハ取立、爲替ノ取
組、保護預等ノ依頼ヲ受ケタル場合ノ如ク之ニ對スル承諾カ其都度事實
ニ現ハル、場合ハ勿論其他ノ依頼ニ就テモ承諾ノ結果トシテ契約書、念
書其他ノ證書類ノ徵求ヲ要シ依頼ニ對スル承諾ノ事實及其内容カ之ニヨ
リ明瞭トナル場合等ニ於テハ書面ヲ以テ回答ヲ爲スニ及ハサルコト、御
承知相成度依命此段及御通牒候也

昭和 年 月 日

昭和七年貳月廿六日

營業局長



加藤

總裁



副總裁



理事



昭和七年三月渡國債利金支拂高豫想

(但三月十五日期限鐵道債券は号ノ元利金ヲ含マス)

三月中國債利金支拂高豫想

利子四九七・一〇・〇〇〇圓 (元金ノ償還十三)

支拂高地方別内譯

(昭和六年九月中ノ支拂高ニ據リ推算)

本店直拂 三二一六〇・〇〇〇圓

大阪地方 六一三〇・〇〇〇圓

名古屋地方 一八〇〇・〇〇〇圓

其他 八八四〇・〇〇〇圓

計 四八九三〇・〇〇〇圓

期月後ノ支拂 七八〇〇〇・〇〇〇圓

昭和 年 月 日

昭和
年
月
日

營業
資料

3

昭和
年
月
日

日本銀行

公債現在額

年次	内債	外債	合計
9	2,219,962,350	1,428,293,532	3,648,255,882
10	2,682,546,600	1,362,370,446	4,044,917,046
11	2,896,374,525	1,358,973,228	4,255,347,753
12	3,089,201,525	1,320,624,818	4,409,826,343
13	3,227,908,625	1,514,265,803	4,742,174,428
14	3,525,909,175	1,500,215,493	5,026,124,668
1	3,684,388,500	1,477,868,914	5,162,257,414
2	3,901,778,800	1,460,232,029	5,362,010,829
3	4,346,454,475	1,453,092,911	5,799,547,386
4	4,458,823,500	1,446,894,673	5,905,718,173
5	4,461,837,075	1,567,325,396	6,029,162,471
6	4,525,470,725	1,477,334,731	6,002,805,456
7/12	4,525,450,100	1,475,649,979	6,001,100,079

昭和 年 月 日

14 3252808112 120912403 2099194196
 13 3445808912 1219192803 4545114458
 12 3088901212 1349754818 4403849143
 11 4869314253 1328617558 4422743323
 10 4984249900 1395310445 4044615049
 9 4418895729 1448483217 3948422885

年末	大蔵省証券 円	米穀証券 円	合計 円
9	30,000,000		30,000,000
10	23,500,000	16,974,422	40,474,422
11	0	1,075,750	1,075,750
12	0	11,692,192	11,692,192
13	0	28,099,763	28,099,763
14	0	0	0
1	0	0	0
2	0	24,612,605	24,612,605
3	0	0	0
4	95,000,000	31,672,369	126,672,369
5	190,000,000	0	190,000,000
6	255,000,000	75,034,604	330,034,604
7.1	240,000,000	75,712,313	315,712,313

債 募 集 成 績 圖

年 日	募 集 額	應 募 額	應 募 銀 行 團		募 一 般 本 行
			引 受	一	
6 2	42,000.000	155,421.000	47,828.000	107,593.000	0
6 5	45,000.000	71,975.000	19,237.000	52,738.000	0
6 8	88,000.000	103,740.000	44,745.000	58,995.000	0
7 2	42,000.000	50,911.000	報告未着	報告未着	15,300.000

昭和 年 月 日

引受銀行為 瑞華銀行 創設者 瑞華銀行

大藏省證券募集成績 (入札分)

發行日	募集額	應募額	平均割引歩合
6 1 17	100,000,000	200,130,000	銭 9 ^厘 3 ^毛
6 2 16	85,000,000	235,140,000	8. 7.
6 3 17	40,000,000	230,330,000	5. 7.
6 3 30	65,000,000	186,310,000	5. 4.
6 5 20	65,000,000	136,350,000	4. 9.
6 6 19	60,000,000	115,040,000	3. 8.
6 7 18	95,000,000	116,550,000	4. 0.
6 9 15	50,000,000	88,410,000	5. 6.
7 1 18	47,490,000	47,790,000	1. 5. 5
" " "	81,930,000	89,580,000	1. 6. 0
7 2 16	68,280,000	75,840,000	1. 6. 2

◎ 印、両名ノ通シ募集豫定額 170,000,000

△ 印、募集豫定額 70,000,000

大藏省證券募集成績 (本行及預金部引受分)

發行日	募集額	應募額	割引歩合	備考
			發行率	
6/17	25,000,000	25,000,000	90	預金部引受
" 20	15,000,000	15,000,000	90	"
" 21	50,000,000	50,000,000	90	"
2/16	40,000,000	40,000,000	85	"
" 28	65,000,000	65,000,000	85	"
3/17	45,000,000	45,000,000	65	"
5/20	45,000,000	45,000,000	55	"
6/1	3,800,000	3,800,000	55	本行引受
8/17	25,000,000	25,000,000	55	預金部引受
9/1	50,000,000	50,000,000	65	"
" 15	55,000,000	55,000,000	56	"
10/15	50,000,000	50,000,000	100	"
" 27	20,000,000	20,000,000	120	"
11/14	80,000,000	80,000,000	145	"
" "	25,000,000	25,000,000	145	本行引受
12/14	15,000,000	15,000,000	160	"
" "	10,000,000	10,000,000	160	預金部引受
" 23	80,000,000	80,000,000	170	本行引受
7/18	72,510,000	72,510,000	160	預金部引受
" "	38,070,000	38,070,000	170	本行引受
2/16	51,720,000	51,720,000	160	預金部引受

昭和
年
月
日

昭和十年三月五日
五德書局
價格時價對照表

11		8,000	900				
		7,000	93				
	3 ✓	50,000	905				
	8	13,979	980				
		10,000	91				
	5 ✓	52,000	935 93				
		55,000	950				
		10,000	93				
	7 ✓	88,500	9325 9225				
		10,000	93				
	9 ✓	50,000	9525				
	10 ✓	50,000	9225 9225				
12	2 ✓	70,000	9225				
	3 ✓	38,000	91 91.50				
	4 ✓	70,000	9125 9125				
		80,000	9125 9075				
	7 ✓	83,000	9625 9625				
	11 ✓	100,000	9325 9225				
13	1 ✓	85,000	93 92.50				
	4 ✓	50,000	9325 9225				
	8 ✓	68,000	9125 9125				
	10 ✓	90,000	91.50 91				
14	1 ✓	90,000	91.25 9075				
	4 ✓	60,000	92.25 91.25				
	7 ✓	90,000	92 91.50				
	10 ✓	65,000	92.50 92				
15	1 ✓	100,000	92 91.50				
	4 ✓	60,000	91.25 91.25				
	5 ✓	60,000	91.25 91.25				
	10 ✓	80,000	92 91.50				
2	1 ✓	75,000	92.50 92				
	5 ✓	55,000	93.25 9225				
	7 ✓	90,000	95.25 9475				
	10 ✓	155,000	95.25 95.25				
3	1 ✓	60,000	95.25				
	3 ✓						

ま
 け
 こ
 こ
 元
 七
 あ
 き
 ゆ
 め
 ひ
 せ
 す
 せ

Wash

時限

9960

98

97

9650

9630

9570

9550

9510

9450

94

9350

8845

80

5

6
 9
 13
 17
 20
 22
 25
 27
 29
 32
 34
 36
 37
 40
 41
 43
 45
 46

3	7	✓	47	70.000	96-	97.50	88.25
	7	✓	48	230.000	98-	97.50	87.30
4	4	✓	49	140.000	93.50	93-	"
	7	✓	50	92.000	98-	97.50	93-
	10	✓	51	40.000	97.50	97-	92.10
5	1	✓	52	72.000	97.50	9	"
←	4		53	31.000	97.50	9	" 92.10
	7		54	83.000	96.50	96-	91.50
6	2		55	42.000	96-	95.50	"
	5		56	45.000	99-	98.50	91-
	8		57	88.000	97-	96.50	87.10
7	2		59	42.000	95.25	95.25	94.20

昭和七年 四月八日

総裁 櫻井 出

昭和 年 月 日

昭和七年六月渡國債元利金支拂高豫想

總裁



副總裁



理事



昭和七年五月 日

營業局長



日本銀行

元 金 一〇.一二〇.〇〇〇 圓

(五分利國庫債券第六十回乘換残り)

利 子 六三.一三〇.〇〇〇 圓

合 計 七三.二五〇.〇〇〇 圓

昭和 年 月 日

六月中元利金支拂高豫想

(昭和六年十二月中ノ支拂高ニ據ル)

本店直拂 四四〇六〇〇〇〇圓

大阪地方 九九三〇〇〇〇〇圓

名古屋地方 二九二〇〇〇〇〇圓

其他 一五五〇〇〇〇〇圓

計 七二四一〇〇〇〇圓

期月後ノ支拂 八四〇〇〇〇〇圓

昭和 年 月 日

昭和 年 月 日

昭和七年九月渡國債元利金支拂高豫想

總裁

副總裁

理事



昭和七年八月廿六日

營業局長



日本銀行



元金二四、六三〇、〇〇〇圓

(五分利國庫債券第六十一回乘換残り)

利子五四、四二〇、〇〇〇圓

合計七九、〇五〇、〇〇〇圓

昭和 年 月 日

九月中支拂高豫想

(昭和七年三月中ノ支拂高ニ據リ推算)

本店直拂 五、一、一、〇、〇、〇、〇圓

大阪地方 九、四、二、〇、〇、〇、〇圓

名古屋地方 二、六、七、〇、〇、〇、〇圓

其他 一、四、六、九、〇、〇、〇、〇圓

計 七、七、九、〇、〇、〇、〇、〇圓

期月後ノ支拂 一、一、五、〇、〇、〇、〇圓

合計 七、九、〇、五、〇、〇、〇、〇圓

昭和 年 月 日

七年九月中元利金支拂高豫想

總額	七年三月渡	總額=対元利金	元金	利子
50,714,400	50,714,400	24,634,000	54,420,400	—
			79,054,400	—

三月中支拂	49,976,800	98,546	77,904,950
-------	------------	--------	------------

内

本店預取	32,797,960	164,672	51,126,060
------	------------	---------	------------

大取	6,042,060	119,914	9,412,550
----	-----------	---------	-----------

名古屋	1,714,820	1,033,822	267,360
-----	-----------	-----------	---------

其他	942,196	1,857,818	14,686,740
----	---------	-----------	------------

備考 } 代田募入高 $96 = 65,334,000 - \dots$ 代用証券 / 分

101,225

第=十回債取 $65,334,000 = 24,634,000 + \dots$ 現金償還 / 分



昭和 年 月 日

毎日新聞社ヲ創立結局一旦合併セル兩社ハ分立シ合併前ノ狀態ニ復シ
候就テハ從前ノ關係モ有之候事故今後ハ秋田旭新聞三回ヲ二回ニ減シ
新ニ秋田毎日新聞二回ヲ差加ヘ度新聞廣告ノ擴張方ハ差控フヘキ旨ノ
御内意ハ先般拜承致居候得共右ノ如キ特殊事情ニ因ルモノニ有之候ニ
付可然御配慮ノ上何分ノ御指示相仰キ度別紙募集廣告掲載新聞紙名回
數表相添ヘ此段及御照會候也

新聞名	所在地	昭和六年四月迄	昭和六年五月以降	新
秋田魁新報	秋田市	三	三	三
秋田新聞	同	三	二	二
秋田時事新聞	同	二	二	二
北新報	縣下能代港町	一	一	一
羽後新報	縣下横手町	一	一	一
北鹿新聞	縣下大館町	一	一	一
東奥日報	青森市	二	二	二
青森日報	同	一	一	一
弘前大正報	弘前市	一	一	一
はちのへ新聞	八戸市	一	一	一
計		一六	一四	一五

國內原ハ武強其本世世其本ハ...
 昭和六年四月迄昭和六年五月以降
 新聞名
 所在地
 昭和六年四月迄
 昭和六年五月以降
 新

好田 三 二
好田 三 二
好田 三 二
好田 三 二
好田 三 二
好田 三 二
好田 三 二
好田 三 二
好田 三 二
好田 三 二

日本銀行

吉川 清七様

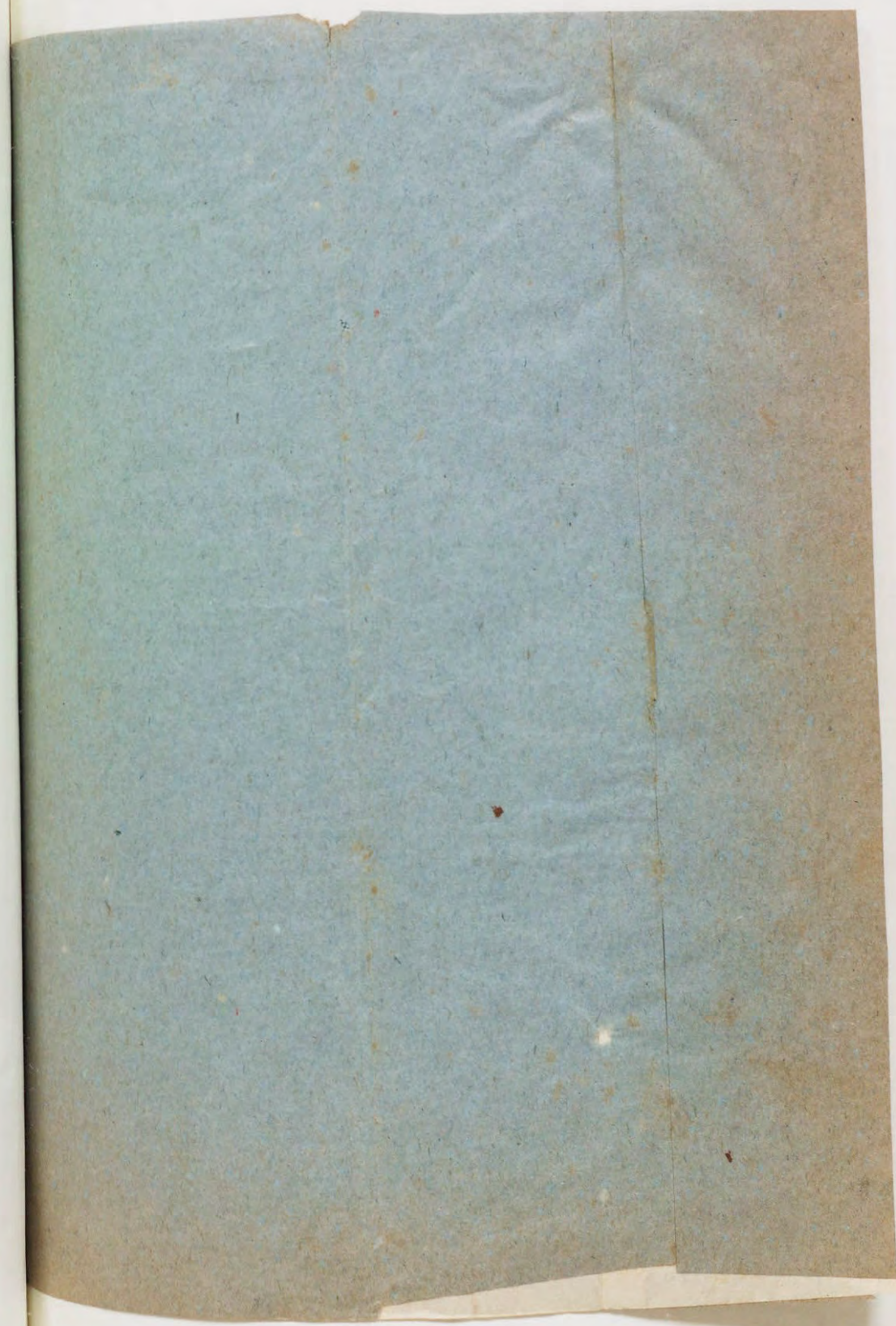
而直投



金澤市石浦町

日本銀行金澤支店

宛
吉川 清七様



昭和七年二月十九日

日本銀行金澤支店

吉川老甚

玉葉

相此の旨を以て字温、急変の事等印
 後家子等も、毎々他記の差押り交々見一
 回分利の債及甲号五分利の債、附家利札中
 時效期百全過せん分ノ支払方有學債元ニ之ヲ
 ヲ以テ少教事ニ付テ甲號債元ノ支払フハ、其元ノ
 ナル下明瞭ト可申仕合リ也。此ノ事右ト異日係
 ノ元ノ二分、福井代理并、於テ支払請求アリタリ甲号
 五分利の債利子四百圓許リ、客年十二月甲ノ支払

吉川老甚



關係者等は、全日分利に累し他ノ際中送付必生
 此ノ有し今回ノ中振新ニテ其支払ノ誤ト下ノ下
 判明善後処置ニ有感也。少利子ハ梅井代理店
 有支払ノ可容ニ付照會有ク前例ニ依テ善後
 下ノ下ト認メ其日圓差取ルニ此テ代理店ノ
 過失ニアラズ此テ者故ノ過失ノ付者方ノ損失トシテ
 知事ニテ有外下下ノ有也。其何カカ高知
 主方針ニ有し此ノツテ利用中ニ記録ニテ其
 少取新ト成シカ有也。其外ニ其法下ノ下ノ
 トスレバ此文ヲツテ者方有リ關係者等ノ中送還シ
 知事其外主方針ニ付文メテ送方ノ中送還ス

作りの下りあり、今更其支折の正しき事情ヲ
 繰降所として何の役ニモあらずとて其或一被へ
 注上申上り申下りあり、其れあり、カト取次り
 及こしとて其れを記しり

昭和二年二月三日 福井代理店より当該利子支払
 可後付照会あり、以際考す、此の通り、其れ

一、甲子年分利、其れ、大正九年八月廿五日より整理
 以徳条例、其れ、通利用り、文ヶせん、其れ、

文ヶ、昭和二年一月廿日、附条例、其れ、
 依り、時叙計算、方か、其れ、其れ、依り、

口振、支払、其れ、其れ、其れ、其れ、

改メラレタシ、依リ時效ノ存否ニ又テ通リ整理
 以テ條例適用ニ返リタシト誤解ニ致ス
 米地親会ノ下ニ代理店ハ、指示、若クは例規集
 ノ編纂ヲ行ハレタリト

一、方心十平十一月十日付書信島一七一七号ニ回答
 寫タリ一紀念ニテ若クは例規集ノ編入ニ答
 シタル事ト

一、通便使欄甲号五分利、四分利ナリ時效欄カ
 右改定前通リ「之類」利法トナリ号ラタシカ
 其後「改正」ト改メラレタシ「類」字係例「依リ
 可」改メラレタシ結果ト解ニ号ラタシト

おのれり前例の原ノ証取アリタルハ、支払存差支
 下ヤニト認メ代償支ノ対シ徵求古書之圖ニ注
 意ラシムルテ支払差支下ヤ旨回答出シタル有レハ
 誤ラフ起シタル事情ハ大体右ノ通リナル事今レ
 テ思フニ取扱者、根本的誤解アリタルハ勿論ナル
 かし生ガ方ハ下年ノ甲回答書並、玉便便覽以テ
 謝ラテ研究セサリレドトカ誤私ヲ生セシメタル事ト悔
 イル也

甲多量用中 出入共々何分ノハ子数ノ取付、並テ
 ヲ取付シテ 敬具

去る十九日附 采雲拜誦先以て仁兄愈御健祥
奉萬賀候扱て御照會に相成候福井代理店に於
る失効利札誤拂に關する善後處置に付ては、生も
格別妙案とせし無之矢張り同代理店をして受取人
に戻入方を交渉せしめられ萬一素直に拂戻さる場
合に其旨本店に御上申相成るより外致方可無之と私
考仕候尚十月分書右還納利札は過般未調査中
の處本日問題の利札及関係書類は、公式に御返送申
上候間貴着の事と存候豫約締切に際し事務多端の爲
拜答延引の段不惠御海容被下度願上候早々不宣

貞弘仁兄

玉案下

吉川清七

昭和七年二月二十四日

昭和 年 月 日

記

一國債募集事務專用電信略語(本支店用)參部(至八九七號)
附國債募集事務取扱手續所定電信略語

右領收候也

昭和七年九月二十六日

松山支店創立準備委員



營業局長 敬

日本銀行

昭和七年七月二十八日

押通先日高張り中は是れ
 外玉あり
 玉債札子に送金請求有之小
 場合此
 送金に付ては密に逃
 避防止に依り許可
 申請を為すもその以
 外又正金銀河
 3 対し取扱及了
 偏致又此強音拂の外玉
 債利札に特別扱は該債
 には関係無之採
 と存し一其之亦併せし
 何事し少指示と下
 方取手

新島

Handwritten text on the right edge of the page, partially cut off.

7月31日

加藤丑松

長谷川甚重殿

玉債利子送金請求アリタル事付テ許可申請重要セテル事

前張エテ通知アリタリ



正金銀自ラ対方以外債分債利札特別扱ハ何カ關係ナキ旨之矣

前張エテ通知アリタリ



大正 年 月 日

別
紙
可
以
是
單
一
一
一

如
金
馬

昭和七年九月シイ七日

營業局長

總裁

國庫局長

副總裁

株式局長

理事

預金部買上退職特別賜金交付公債證券ノ在滿洲代理店ヨリ本店へ回送方
ニ關シ京城代理店ヨリ別紙ノ通照會有之候ニ付テハ右買上公債證券ハ追
テ甲種登録國債ニ變換可致モノニ有之候間此際滿洲所在代理店ノ取扱分
ニ限り證券回送途中ノ危險ヲ防止スル爲便宜買上證券面ニ國債事務取扱
手續中ノ回收證券ニ準シ廢印ヲ押捺ノ上送付セシメ甲種登録ノ手續ヲ爲
スマテ廢印ナキモノト見做シ整理方取計可然哉右御決裁ノ上ハ別紙案ヲ
以テ京城代理店へ回答可致候

追テ本件ニ關シテハ大藏省當局者ノ内諾ヲ得置候



昭和七年九月 日

日本銀行

京城代理店
御中

本月十六日電報ヲ以テ在滿洲代理店ヨリ預金部買上退職特別賜金交付公
債證券ヲ本店ニ回送方ニ付キ御照會ニ對シ不取敢該證券ハ一時發送見合
セ方返電致置候處右ハ今後在滿洲代理店取扱ノ分ニ限り便宜證券及利札
面ニ關續事務取扱手續ニ據ル般印押捺相成度尙證券ハ毎旬末ニ御送付可
相成害ニ候ヘトモ此際多少遲延致候トモ差支無之候間發送ニ關シテハ特
ニ御注意相成候様同地代理店へ御移談方可然御取計相成度此段御回答旁
得貴意候也

昭和七年七月十六日

日本銀行

取扱店
御中

本年度交付ノ退職特別賜金(退職特別手當ヲ含ム)交付公債ヲ來ル
七月二十一日ヨリ十月二十日マテ大藏省預金部ニ於テ買上ケラル
ルコト、相成候ニ付テハ右買上ノ申込ヲ受ケタルトキハ別紙「退
職特別賜金交付公債買上要項」ニ依リ御處理相成度尙買上價格ハ
決定次第追報可致候此段及通牒候也

追而上記公債ノ交付ハ官廳ノ都合ニ依リ多少遲延スルコトモ可
有之ニ付御承知置相成度候

退職特別賜金交付公債買上ノ件

退職特別賜金（退職特別手當ヲ含ム）交付公債買上要項

一、買上公債ハ退職特別賜金トシテ交付ヲ受ケタル第三回五分利公債證書ニシテ無記名且ツ附屬利札完全セルモノニ限ル但シ公債證券カ買上請求者ニ於テ交付ヲ受ケタルモノト同一番號ナリヤ否ヤヲ審査スルコトヲ要セス

一、買上請求者ハ左ノ二者トス

イ、取扱官廳ノ取扱主任者ニシテ買上請求分ヲ取纏メ買上請求者ノ代理人トシテ

取扱ヲナス者

ロ、取扱官廳ノ交付セル證明書（書式第一號）ヲ持參シ買上ヲ請求スル者但シ證明書持參者ハ必スシモ當該公債ノ交付ヲ受ケタル者其ノ家督相續人又ハ正當

代理人タルコトヲ必要トセス

一、買上請求ヲ受ケタルトキハ別ニ定ムル買上價格表及端數利子計算表（臺灣、樺太、關東州及滿洲以外ハ資本利子税ヲ控除ス）ニヨリ買上代金及經過利子ヲ算出（各厘位以下切捨）合算シタル金額ヲ公債證書ト引換ニ交付シ適宜ノ代金領收證書ヲ徵求スルコト

一、證明書ニ依リ買上請求ヲ受ケタルトキハ證明書記載ノ取扱店タラサル場合ト雖モ之カ請求ニ應スヘキコト

一、證明書記載ノ公債證券額面全額ヲ買上ケタルトキハ證明書ハ之ヲ引上ケ各取扱店ニ於テ保管スルコト

一、證明書記載公債ノ一部ヲ買上ケタルトキハ證明書ニ右額面金額買上年月日及取扱店名ヲ内書シテ店印ヲ押捺シ之ヲ買上請求者ニ返付スルコト

此ノ場合ハ證明書ノ要項ヲ書留置クコト

一、公債證券券面額ノ一部買上ノ請求ヲ受ケタルトキハ買上希望券面額ニツキ買上ノ手續ヲナシ之ヲ差引キタル券面額ヲ買上手持中ノ同一發行日（初期利子額ニ依リ認定ス）ノ公債證券ヲ以テ返還シ交付公債買上表及代金領收證等ニ其ノ旨ヲ附記スルコト（例ヘハ千圓券一枚ヲ提出シテ五百圓丈ケ買上ノ請求ヲ受ケタルトキ手持中ノ五百圓券一枚ヲ返還シ五百圓丈ケ買上ノ手續ヲナスカ如シ）

前項ノ場合ニ於テ買上手持公債中ニ返還額ニ該當スル證券ナキトキハ買上請求者ニ預リ證ヲ交付シ置キ統轄店ヲ經由シテ本店營業局ニ證券ノ送付ヲ請求シ其ノ回送ヲ受ケタル上預リ證ト引換ニ交付スルコト

一、買上價格及其實施期間ノ通知ヲ受ケタルトキハ便宜ノ方法ニ依リ成ルヘク速ニ之ヲ最寄ノ取扱官廳並稅務官署ニ通知スルコト

一、買上金（經過利子合算）ニ對シテハ各店間振替ニ於ケル仕向店ノ手續ニヨリ「運用金」トシテ拂出シ本店ニ付替フルコト但シ買上代金及經過利子額ヲ附記スルコト

一、買上公債ハ預金部買上分トシ毎旬末日ニ於テ旬中買上ノ分ヲ取纏メ適宜ノ送付書及證券記番號表ヲ附シ本行株式局宛ニ直送スルコト

一、代理店ハ買上公債ニ付キ毎日交付公債買上表（書式第二號）ヲ作成シ代金領收證書ト共ニ統轄店ニ送付シ統轄店ハ每半月末毎ニ半月分ヲ取纏メ自店分ヲ合セテ交付公債買上報告表（書式第三號）ヲ作成シ本店營業局ニ送付スルコト

第一號書式

退職特別賜金（又ハ退職特別手當）交付公債買上證明書

一、公債證券名稱及記號

一、買上證明額面金額

（内書）

（註二）

買上年月日

額面金額

買上取扱店名印

一、買上期間

一、買上請求者住所氏名

右證明候也

昭和七年

月

日

取扱官廳名 印

買上請求者住所ノ最寄ノ取扱店名

何市何町所在、日本銀行本店（支店又ハ代理店）

（代理店ノ場合ハ銀行名ヲ記載スルコト）

註一）本證明書ハ買上希望公債證券ト共ニ前掲買上請求者住所ノ最寄取扱店タル日本銀

行本店（支店又ハ代理店）ニ提出スルモノトス、但シ買上請求者ハ其ノ便宜ニ依

リ他ノ取扱店ニ提出スルモ差支ナシ

（二）買上證明額面金額ノ一部ニ付買上ヲ爲ス場合ニ於テハ買上年月日、額面金額及取

扱店名ヲ記載シ、買上取扱店之ニ證印ヲ押捺スルコト

退職特別賜金交付公債買上ノ件

(書式第二號)

交付公債買上表

昭和七年 月 日

統轄店
御中

代理店

退職特別賜金交付公債買上ノ件

摘要	件數	枚數	額面	買上價格	買上金		
					代金	經過利子	合計
官廳取纏分							
初期利子百圓 = 付							
ノ分							
同							
ノ分							
證明書 = 依ル買上分							
初期利子百圓 = 付							
ノ分							
同							
ノ分							
合計							

(書式第三號)

交付公債買上報告表

自昭和七年 月 日 分
至 同 月 日

昭和七年 月 日

本店營業局

御 中

店 名

退職特別賜金交付公債買上ノ件

取扱店名	摘要	件數	枚數	額面	買上價格	買 上 金		
						代 金	經過利子	合 計

七

備考 本表ハ取扱店別ニ官廳取經分ト證明書ニ依ル買上分ト
ニ區分シ初期利子ヲ異ニスルモノハ一々區分記載スル
コトヲ要ス

堀留署長ノ談要領

一川百大森支店ノギヤング團ハ全協系ノ武器係ニシテ押收ノ書類中ヨリ警視廳、刑務所等襲撃ノ計畫アルコトヲ發見セリ、且又夫レノ場合ニ應シ要スル襲撃ノ人員及武器ノ數量等モ記載シアルヲ以テ極メテ計畫的ノモノナレハ今後モ銀行會社個人商店等現金出入ノ多キ所ニハ再ヒカ、ル事件ヲ惹起スルコトナキニアラスト推測セラレルヲ以テ平素充分ノ警戒ト防備ヲナスト同時ニ警察署トノ聯絡ヲ密ニシ一朝有事ノ際ニハ直チニ警察署ヘ通知スルコト肝要ナリ

警察署ヘノ通知ニハ非常報知機ヲ設置スルコト可ナラン。

昭和七年十月十日
土屋日本橋拘留警察署長

盜難防止ニ對シ注意事項

一 出入口ニ注意

可成守衛又ハ機敏ナル雇員ヲ間斷ナク見張ヲナサシメ内外ニ不審者ノ出入ニ警戒セシメラレタシ
裏出入口ニハ充分ニ注意シ雇員ヲシテ一人ハ必ス在留セシメラレタシ

不審者ノ突入ニハ直ニ通報ノ方法ヲ設備セラレタシ

二 金圓ノ出納

可成外部ヨリ見透得サル様直線的ニ現場ニ突入出來サル様取扱ハレタシ

切上ノ時間ハ特ニ注意セラレタシ

三 金圓ノ運送其他

事務員ノ行動金圓ノ保管運送ニハ格別注意シ人選セラレタシ

四 宿直員

人員ヲ嚴選シテ雇員ヲ督勵シ万一ノ場合ハ機敏ニ事ヲ處スルニ對
應セシメラレタシ

五 周圍ヲ徘徊スルモノ又ハ取扱上不審ナルモノニ注意

事犯ヲ起ス者ハ如何ナル者モ「當ル」ト稱シテ内外ノ事情ヲ探ル
モノナレハ特ニ出入行動者ニ注意セラレタシ

六 防止上ノ設備用意

犯^行ハ豫相外ニ突如トシテ發生スルモノナリ閉店セハ直ニ上階地
階ニ至ル迄充分點檢シ潛者ナキ様ニヤラレタシ
非常報知ノ設備ヲ設ケ内外及各員ノ連絡ヲ充分ニ取り犯罪防止ニ
努メラレタシ

次々紙張で惜しくも
添員ハ贈送紙類ノ類々
小樽員ハ紙類

本庄 為替
古川 唐七 様

公印

北海道通産銀行ヨリ
昭和七年十月五日
古川 唐七 様
御座り申上
御座り申上

小樽郵便局私書函第一九號

日本銀行 小樽支店

井澤三郎

古川 唐七 様

11
12
13
14
15
16
17
18
19
20



昭和 年 月 日

昭和七年六月廿日

野井理三郎様

吉川清氏

有漢者昔者御堂宗純様之如也
 心持道延産銀之五倍取功以妻
 全引之管産信甲並之取功福也
 漢之申張有之少一少兼延下
 也之口有之廿一也之也也連
 而改之保福金之是入道廣乃
 色以自先為考
 既途取之
 延

中譽員

日本銀行

相為

此山乃係他處所產之山
其山之名曰石狩山
其山之石狩山
其山之石狩山

此山之石狩山
其山之石狩山
其山之石狩山

此山之石狩山
其山之石狩山
其山之石狩山

此山之石狩山
其山之石狩山
其山之石狩山

此山之石狩山
其山之石狩山
其山之石狩山

此山之石狩山
其山之石狩山
其山之石狩山

此山之石狩山
其山之石狩山
其山之石狩山

此山之石狩山
其山之石狩山
其山之石狩山

此山之石狩山
其山之石狩山
其山之石狩山

昭和 年 月 日

八年三月末	5.647.776	279.	債債、 社債 債借換=目
-------	-----------	------	--------------------

九年三月末	6.762.276	335.	
-------	-----------	------	--

七年三月末比 七年十月末增加額	220.192	11.0	
--------------------	---------	------	--

同 八年三月末增加額	932.698	46.	
---------------	---------	-----	--

同 九年三月末增加額	2047.198	102.	
---------------	----------	------	--

國債及利子概

年 月	內 債		外 債		利子合
	債 額 千圓	利子年額 千圓	債 額 千單位	利子年額 千圓	
七年三月末	4,715,078	233,144	£ 91,646 \$ 203,799 Frs 436,687	@ 平價 45,447 ① (49 3/8) 25,149 ② (258) 6,770 77,366	310.5
七年十月末	4,935,270	244,167	£ 85,468 \$ 200,790 Frs 416,195	@ 1/3 69,510 ① 20 5/8 59,836 ② 258 6,452 135,798	379.9
八年三月末	5,647,776	279,793	£ 85,268 \$ 198,790 Frs 416,195	@ 1/3 69,318 ① 20 5/8 59,206 ② 258 6,452 134,976	414.7
九年三月末	6,762,276	335,518	£ 84,868 \$ 194,790 Frs 416,195	@ 1/3 68,934 ① 20 5/8 57,945 ② 258 6,452 133,331	468.8
七年三月末比 七年十月末增加額	220,192	11,023	£ 6,178 \$ 3,009 Frs 20,492	58,432	69.4
同 八年三月末增加額	932,698	46,649	£ 6,378 \$ 5,009 Frs 20,492	57,610	104.2
同 九年三月末增加額	2,047,198	102,374	£ 6,778 \$ 9,009 Frs 20,492	55,965	158.3

及利子概算調

債	債	利子合計	備考			
額	利子年額					
世	千円	千円				
6	@ 平價 $\frac{1}{3}$ 5.447	310.510	(1) 七年度未発行額六億九千萬円 及八年度発行仮定額十一億円 甲号五分利時價 \neq 98.70 換 \neq 発行スルモノトテ計上セリ			
9	$\frac{1}{2}$ (49%) 25.149					
7	$\frac{1}{2}$ (25%) 6.770					
	77.366					
68	@ $\frac{1}{3}$ 69.510	379.965		(2) 七年十月末 = 於ケル英債債 / 減少ハ旧満鉄英債社債 6,000,000 円、内債借換 = 同		
90	$\frac{1}{2}$ (20%) 59.836					
95	$\frac{1}{2}$ (25%) 6.452					
	135.798					
68	@ $\frac{1}{3}$ 69.318	414.769				
90	$\frac{1}{2}$ (20%) 59.206					
95	$\frac{1}{2}$ (25%) 6.452					
	134.976					
68	@ $\frac{1}{3}$ 68.934	468.849				
90	$\frac{1}{2}$ (20%) 57.945					
95	$\frac{1}{2}$ (25%) 6.452					
	133.331					
8		58.432		69.455		
8		57.610		104.259		
8		55.965		158.339		

昭和七年三月廿一日
日本銀行
國債利子四期拂ヲ二期拂ニ改定ノ件ニ就テ

左記理由ニヨリ國債利子ノ支拂ヲ年ニ回トスル方可ナリト
思ハル

(一) 利子支拂期ヲ年ニ回トスルモ三月及九月支拂六月及
十二月支拂ヲ適宜按配セバ財政金融上ニハ影響ナ
カルベシ

(二) 利子支拂期ヲ年ニ回トスルモ極少許リ發行價格、利
廻ヲ按配セバ債主ノ不利不便ヲ償フコトヲ得

昭和 年 月 日

(三) 利拂、支拂濟利札ノ整理、登録國債利子支拂為票
ノ作成整理、證券ノ利札盡引換等各種ノ國債事
務ハ今後益激増スヘキガ二期拂ヲ採用セバ之ヲ
軽減スルコトヲ得ヘシ

(四) 大藏省ニ於テハ大正九年四期拂制實行方法ヲ豫定
シ、新規發行ノ分ニ付テハ豫定ノ通實行シ居レルモ
既發行ノ分ニ付テハ大正十年恩賜公債ヲ二期拂ヨ
リ四期拂ニ改メタルノニニシテ爾來豫定ヲ實行シ
居ラス

昭和 年 月 日

(五) 利子四期拂債券現價表ハ現在利率年五分ノモ
ニカ無之ニ付右以外ノ利率ノ複利利廻ハ其算出
ニ多クノ時間ヲ要シ實用ニ適セス

(六) 内地ニ於ケル地方債、社債ニテ四期拂ノモノナク英米
ニ於テモ少許ノ特殊國債以外ハ全部ニ期拂ナリ

昭和 年 月 日

政府は滿洲事件費、鐵道事業費及朝鮮事業費に充つる爲日本銀行引受を以て額面二億圓の公債を發行することとしたが一般市場に於ける金利の低下公債價格の騰貴の趨勢より見て其の利率は四分半とし又利子計算等の便宜上其の利拂は之を年二期とした尙其の要項は左の通りである

發行要項

一、國債名稱	四分半利國庫債券(イ號)
二、發行額	額面二億圓
三、發行額	額面二億圓
四、發行額	額面二億圓

一、國債名稱	四分半利國庫債券(イ號)
二、發行額	額面二億圓
三、發行額	額面二億圓
四、發行額	額面二億圓

四、償還期限 昭和十九年六月一日迄

三、發行價格 額面百圓に付九十六圓五十錢

朝鮮事業費分 一三、五九四、二〇〇

鐵道事業費分 三〇、〇〇〇、〇〇〇

滿洲事件費分 一五、六四〇、五八〇〇 圓

五利 年四分五厘

六利子支拂期 六月一日及十二月一日の二回

七初期利子 (昭和七年十二月一日渡) 額面百圓に付八錢

八發 行 日 十一月二十五日

九發行方法 日本銀行引受

一〇利廻歩合 複利二四分九厘〇毛一

單利二四分九厘七毛七

○ 附其五其の件... 昭和七年十一月二十五日... 額面百圓に付八錢... 複利二四分九厘〇毛一... 單利二四分九厘七毛七

昭和 年 月 日

昭和七年十二月 渡國債元利金ノ内同月中支
拂高豫想

理事



總裁

副總裁

昭和七年十二月廿五日

營業局長



日本銀行



加藤

十二月渡元金

償還十シ

同 利息 六六七八〇〇〇〇圓

同月中支拂高豫想六五七三〇〇〇〇圓

内

(本年六月中支拂高ニ據リ推算)

本店直拂 四三二二〇〇〇〇圓

大阪地方 八五二〇〇〇〇〇圓

名古屋地方 二二三二〇〇〇〇圓

其他 一一六七〇〇〇〇圓

十二月以後支拂 一〇五〇〇〇〇〇圓

合計 六六七八〇〇〇〇圓

昭和 年 月 日

昭和七年七月三十日

信託會社所有國債取調方

信託會社、所有國債調ハ左記勘定、國債ニ付テ
為スコトトス

(一) 金錢信託勘定、合同運用國債

(二) 固有勘定國債

有價證券信託勘定、買入國債ハ現在ハ少額ニ
過キザルヲ以テ當分取調ヨリ除外ス

日本銀行



信託會社ノ所有國債ノ取銷ニ付
信託會社ノ所有國債ノ取銷ニ付

(参考)

信託會社ノ持國債取銷

昭和七年拾月拾日

(一) 信託業務ノ種類並信託財産ノ運用

一. 金錢信託

信託引受ノ際信託財産トシテ金錢ヲ受入レ信託終了時ニ於テ金錢ヲ以テ元本タル信託財産ヲ受益セシムルモノ

(一) 特定金錢信託

信託契約ヨリ運用方法ヲ例ヘバ何様式ニ運用トムヲガ如ク特定シタルモノニシテ投資目的物ノ決定ハ委託者ノ意思ヲ以テ行ハレ此ノ意思決定ニ基キテ受託者ハ單ニ自己ノ名義ニテ投資手續ヲ履践スルニ過キス(單獨運用)

(二) 指定金錢信託

委託者ガ運用範圍ヲ貸付又ハ有價證券トシテガ如ク指示スルモノニシテ受託者ハ其範圍内ニ於テ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ運用ス(合同運用自的約定條件ニヨリテハ單獨運用ノモノモアリ)

昭和 年 月 日